公示送達

宇都宮都市計画事業真岡市長田土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第百三条第一項の規定による換地処分の通知は、送付を受けるべき者の受取拒否又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不詳　氏名　石川栄三郎
住所　不詳　氏名　石川藤四郎
住所　不詳　氏名　石川喜三郎
住所　不詳　氏名　田上善四郎
住所　不詳　氏名　鶴見　品吉
住所　不詳　氏名　佐々木利平
住所　不詳　氏名　上野　忠平
住所　不詳　氏名　鶴見　幾蔵
住所　不詳　氏名　野沢　兼吉
住所　不詳　氏名　佐藤　文治
住所　不詳　氏名　鶴見　寅吉
住所　不詳　氏名　上野吉次郎
住所　不詳　氏名　鶴見　友八
住所　不詳　氏名　野沢卯重郎
住所　不詳　氏名　田上勝三郎
住所　不詳　氏名　稲川　常治
住所　不詳　氏名　田上　徳蔵
住所　不詳　氏名　野沢　喜平
住所　不詳　氏名　野沢多三郎
住所　東京都新宿区歌舞伎町一六番地七（東京ビル）　大日本実業株式会社
住所　茨城県筑西市一本松一五五五番地　氏名　株式会社Ｃｌｏｔｈ　Ｅｙｅ
住所　鹿沼市上永野一三四七番地　氏名　髙田　均
住所　真岡市上大沼一七一番地　氏名　株式会社玉田建築設計事務所
住所　真岡市上大沼二一七番地三　氏名　吉田　穏正
住所　真岡市長田一一番地　氏名　石川八十吉
住所　真岡市長田三〇一七番地　氏名　鹿野みさ子
住所　真岡市長田四三一番地五〇　氏名　高松　寅雄
住所　真岡市長田四五七番地　氏名　野沢　イワ
住所　芳賀郡二宮町大字久下田五六番地　氏名　竹村利一郎
住所　芳賀郡中村大字粕田五七番地　氏名　中里　子ヱ
住所　芳賀郡中村大字加倉淮五番地　氏名　村松　彌重

二　通知の内容

宇都宮都市計画事業真岡市長田土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服があるときは、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百二十七条の二第一項及び行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内（同法第十八条第一項）に栃木県知事に審査請求をすることができます。

二　この処分について不服があるときは、右記一の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内（同法第十四条第一項）に真岡市長田土地区画整理組合（訴訟において組合を代表する者は理事長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内（同法第十四条第三項）に真岡市長田土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

※右記の期間内であっても、一、二の場合において処分、三の場合において裁決があった日の翌日から起算して一年を経過しているとき、審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、別紙明細書及び換地図は省略しそれらを栃木県真岡市長田七〇七番地真岡市長田土地区画整理組合事務所で閲覧できます。

平成三十年五月二十一日

栃木県真岡市荒町五一九一番地
宇都宮都市計画事業真岡市長田土地区画整理事業
施行者　真岡市長田土地区画整理組合
代表者　理事長　鶴見　眞

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第三―六〇〇六号
㈢　商号　毎日旅行株式会社
㈣　氏名又は名称及住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　毎日旅行株式会社　東京都港区西新橋一丁目一八番六号　破産管財人弁護士　岡部信一郎
㈤　主たる営業所の所在地　東京都港区西新橋一丁目一八番六号
㈥　旅行業の登録年月日　平成二十年二月二十八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成三十年三月十三日、旅行業法施行規則第六十条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年5月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社ゼンカン　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3―687号　④有限会社ゼンカン　埼玉県川越市旭町3丁目17番地63　取締役　西嶋仙次　⑤本店　埼玉県川越市池辺1188　⑥平成7年5月10日　⑧平成30年4月16日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川越市旭町3丁目17番地63　有限会社ゼンカン　取締役　西嶋仙次

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は四五〇万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成三十年五月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己